

見本

婚姻届

令和 年 月 日 届出

受理 令和 年 第 号

送付 令和 年 第 号

書類調査 戸籍記載

青森県十和田市長 殿

婚姻届では住所変更ができません。変更が必要な方は、住み始めてから14日以内(土日以外の日)に市民課へ!

閉庁時(土日祝祭日等)に届出する場合は、事前に市民課職員から記入内容の確認を受けてください。不備な点がある場合は再来庁が必要となります。

- 婚姻届に必要な書類など(主なもの)
- ①本人確認ができる運転免許証など。
 - ②本籍が十和田市以外の方は、戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)。
 - ③十和田市に住所を変更する方は、前住所地からの転出証明書。
 - ④未成年の方が婚姻する場合は、父母の同意書(再婚者は不要)。
 - ⑤届書に使用する印鑑。
 - ⑥国民健康保険証、個人番号カード(通知カード)、印鑑登録証など。

十和田
三本木

捺印をお願いします。修正テープ、修正液は使わないでください。

同居していなければ空白。

夫になる人	妻になる人
姓 名 とわだ たろう 十和田 太郎	姓 名 さんぼんぎ はなこ 三本木 花子
生 年 月 日 昭和 51 年 6 月 23 日	生 年 月 日 昭和 54 年 10 月 5 日
住 所 青森県十和田市西十二番町6番地1号	住 所 青森県十和田市大字切田字印1番地1号
本 籍 青森県十和田市西十二番町6番	本 籍 青森県十和田市大字三本木字稻吉1番
父 十和田 金次郎	父 三本木 市朗
母 みさえ	母 しわ子
婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍 夫の氏 新本籍 (左の印の氏の方がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) 妻の氏 青森県十和田市西十二番町6番地1号	もしくは 青森県十和田市大字三本木字稻吉1番地1号
同居を始めたとき <input checked="" type="checkbox"/> 平成 年 月 (結婚式をあげたとき、同居を始めるときのうち早いほうを記入してください)	
初婚・再婚の別 <input checked="" type="checkbox"/> 初婚 <input type="checkbox"/> 再婚	
同居を始める前の夫妻のそれぞれのおもな仕事と 夫 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持つ 妻 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で営む 夫 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常務役員 妻 4. 3にあてはまらない常用労働者世帯及びパート労働者(パート労働者は1年未満の契約の雇用者は5)	
8 夫妻の職業 夫の職業 妻の職業	

署名印	大深内 次郎	大深内	市村 県太郎	市村
生 年 月 日	昭和51年 6月 23日		昭和45年 3月 3日	
住 所	青森県十和田市西十二番町6番地1号		青森県八戸市柏崎一丁目1番地1号	
本 籍	青森県十和田市西十二番町6番地1号		青森県八戸市柏崎一丁目1番地1号	

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書き、亡くなっている親でも記入は必要です。

2人必要です。成人の方ならどなたでも結構ですが、必ず証人ご本人に記入してもらってください。

本籍は、日本の領土内の実在する場所であればおくことができます。土日などに届出するときは、市民課へ事前に確認ください。※アパート名、住所の「0号」は使用できません。

印鑑登録について
氏で印鑑登録している方が、氏が変わると自動的に登録が抹消となります。必要な場合は、新しい印鑑で登録し直してください。(登録手数料無料)

十和田市の住所・本籍の町名は全て漢字表記になります。(例 東十五番町、ひがしの二丁目など)

届出 夫 十和田 太郎 妻 三本木 花子
署名 押印
事件簿番号

夫、妻になる方の自署をお願いします。

連絡先 電話 090 8888 1111
自宅・勤務先